

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和6年3月29日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
東海林 東治	東海林東治後援会	令和5年12月10日
増田 宏	増田宏後援会	令和5年12月15日
丸島 なか	丸島なか後援会	令和5年4月29日
丸山 克雄	丸山克雄後援会	令和6年2月26日